

答 申 第 233 号

令和6年10月18日

神 戸 市 長

久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和6年7月4日付神行総第511号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「たばこに関する市民等からの問い合わせ記録」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が「たばこに関する市民等からの問い合わせ記録」の一部を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年2月16日受付で「タバコ（喫煙、喫煙所、受動喫煙、ポイ捨て等）に関する意見や問い合わせ・取材、市の回答が分かる文書（回答のあるものに限らない。令和5年12月21日以降）」（以下「本件請求」という。）ほか6項目の公開請求を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、令和6年3月1日付けで「たばこに関する市民等からの問い合わせ記録」（①～⑳の全25件）（以下「本件公文書」という。）を特定のうえ、行政職員以外の個人名、勤務先、学校名、住所、電話番号、メールアドレスを条例第10条第1号アに該当するとして、また、法人名等を条例第10条第2号アに該当するとして非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) これに対し、請求人は、本件公文書のうち「⑨.docx（以下「対象文書1」という。）の内容のすべて」及び「⑬.docx（以下「対象文書2」という。）の内容のうち「〇〇〇〇」の部分」の公開を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

令和6年4月19日受付の審査請求書によると、審査請求の理由は以下のとおりである。

条例第10条各号に該当しない。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和6年5月17日受付の弁明書、令和6年7月30日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 「対象文書1」は、煙草のポイ捨て被害を受けている法人からの苦情申立てに関する処分庁の対応記録である。

苦情申立者に関する情報は、法人であっても通常明らかにされたくない事柄であり、公開されれば、当該法人の苦情申立の自由に支障をきたすおそれがある。

この情報は条例第10条第2号アで定める「公にすることにより、当該法人のそ

の他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するため、本件処分を行った。
(2) 「対象文書2」については、路上喫煙やポイ捨てに関する市民からの苦情申立てに関する処分庁の対応記録である。

審査請求書では「〇〇〇〇」との記載があるが、実際に苦情申立てを受けている法人が「〇〇〇〇」であるかどうかにかかわらず、市民から苦情申立てを受けている法人であるという情報が公開されれば、当該法人の社会的評価、名誉が低下する恐れがある。

この情報は条例第10条第2号アで定める「公にすることにより、当該法人のその他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するため、本件処分を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件の争点について

処分庁は、「対象文書1」については条例第10条第2号アに該当するとして、「対象文書2」については条例第10条第1号ア及び同条第2号アに該当するとして、それぞれその一部を非公開とする部分公開決定を行った。

これに対し請求人は、条例第10条各号に該当しないとして、本件公文書のうち「対象文書1」の内容の全て」及び「対象文書2」の内容のうち「〇〇〇〇」の部分」の公開を求めている。

審査会が見分したところ、「対象文書2」において請求人が公開を求めている箇所には、苦情申立てを受けている法人名が記載されており、処分庁が条例第10条第2号アを理由として非公開とした部分であることが確認できた。

したがって、本件の争点は、「対象文書1」の非公開部分及び「対象文書2」の非公開部分のうち「〇〇〇〇」の部分の条例第10条第2号アの該当性である。

以下、検討する。

(2) 本件公文書の条例第10条第2号アの該当性について

条例第10条第2号アでは、「法人その他の団体（国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」について、公開しないことができる旨規定している。

ここにいう「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の取引先に関する情報や財務経理に関する情報など、公正な競争上の利益が損なわれると認められる情報や、必ずしも競争上の概念で捉えられない性格の情報であって、公にすることによって法人等又は事業を営む個人の社会的評価や名誉、社会活動の自由等が損なわれる情報が該当する。

「対象文書1」は、ポイ捨て・路上喫煙防止啓発用看板の掲出を希望する事業者が、神戸市ホームページ内のお問い合わせフォームにて、連絡先や看板設置予定場

所を処分庁に知らせたもので、その中に、当該事業者の建物の前の道で喫煙者が多く、溝に吸い殻をポイ捨てされて困っているという苦情申立ての記述がなされている。

また、その非公開部分は、当該事業者の屋号、所在地、メールアドレス、電話番号である。

一般に、お問い合わせフォームなどで市民等から寄せられる意見や苦情は、公にされることを予定していない私信に近い性格を有しているものといえる。「対象文書1」の記載内容は、当該事業者の建物の近隣における迷惑行為を処分庁に伝える内容であり、当該事業者はポイ捨てにより迷惑を被っているという立場ではあるが、当該事業者の屋号等が公開されることにより、不当な批判や嫌がらせ等を受ける可能性があり、当該事業者の社会的評価、名誉、社会活動の自由等が損なわれるおそれがある。

「対象文書2」は、路上喫煙やポイ捨てに関して、市民からの電話による苦情申立てに関する処分庁の対応記録であり、申立て内容は、自宅前での路上喫煙やポイ捨てが多く、「恐らく、「〇〇〇〇」の学生」によるものであるというものである。

処分庁によれば、特定の法人等に対する苦情申立てがあった場合、当該法人等に対して市民から苦情があった旨を伝えるケースもあるが、本件については実際に「〇〇〇〇」の学生によるものであるかどうかの確認ができていないことから、特に連絡等をしていないということであった。

実際には申立内容の事実確認ができていないにもかかわらず、市民から苦情申立てを受けている法人である旨の情報が公開されれば、申立内容の真偽の如何にかかわらず、当該法人の社会的評価、名誉が低下するおそれがある。

したがって、本件公文書において処分庁が非公開としたこれらの情報は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人のその他正当な利益を害すると認められるため、条例第10条第2号アに該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和6年4月19日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和6年5月17日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和6年7月4日	—	* 諮問書を受理
令和6年7月30日	第 368 回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和6年8月22日	第 369 回審査会	* 審議
令和6年9月30日	第 370 回審査会	* 審議